

令和元年度における侵略的外来水生植物対策の取組状況

1 協議会の事業計画

(1) 協議会の財源

県費：侵略的外来水生植物戦略的防除推進事業補助金（227,605 千円）

国費：生物多様性保全推進支援事業交付金（15,000 千円（内示額））

交付金事業は H29 年度からの 3 カ年事業「琵琶湖外来水生植物管理対策事業」の 3 年目。

（第 1 期（H26～28）の緊急的な駆除から、第 2 期（H29～R1）の持続的な管理へ。）

交付金は、交付後に施行される巡回・監視作業を含む事業を支援するものとする。

(2) 主要な事業

- ・駆除済みの区域を対象として定期的に巡回・監視作業を徹底し、群落の再生・漂着が発見され次第除去することで、群落の新たな成長を阻止する。
- ・残存している大規模群落を対象として機械駆除と人力駆除を併用した丁寧な駆除を実施し完了後は巡回・監視による再生個体の駆除を行う。
- ・石組護岸やヨシ帯等の物理的な駆除は困難な場所については、拡大防止工作物（フェンス）の設置や薬剤の使用方法を検討する（駆除困難地における対策の検討）。
- ・北湖において、生育面積の拡大が確認された大同川、伊庭内湖で機械駆除および駆除後の巡回監視を実施し、群落の再生防止に努める。また、昨年度に初めてオオバナの侵入が確認された西ノ湖については、広く監視の目を募り、巡回監視を継続する。
- ・上半期の事業はオオバナ等の再生や分布拡大に対する緊急対応ができるよう事業を進める。
- ・下半期の事業は、上半期の進捗状況を考慮しながら設計を行う。
- ・分布範囲・生育面積の調査業務は、夏頃から着手する。
- ・令和元年度は、年度当初から対策業務として 3 業務と巡回・監視として 1 業務を実施中。

業務名	受託業者	契約金額	巡回・監視区域＜市域＞	駆除区域
第 1 号 対策業務	(株)パスコ 滋賀支店	60,480,000 円	南湖湖岸（矢橋中間水路以外）、 西ノ湖 ＜大津市、草津市、守山市、 近江八幡市＞（392 日間）	堅田湖岸等 （1,400 m ² ）
第 2 号 対策業務	東 洋 建 設 (株)	41,688,000 円	南湖東岸南部（矢橋中間水路周 辺）＜草津市＞ （120 日間）	矢橋中間水路 南部 （7,400 m ² ）
第 3 号 対策業務	(株)アズマ	24,408,000 円	内陸水域（北湖東岸ほか） ＜長浜市、米原市、彦根市、東 近江市、高島市＞ （134 日間）	大同川・伊庭 内湖・不飲川 河口部 （1,100 m ² ）
第 1 号 巡回・監 視業務	滋賀県漁業 協同組合連 合会	30,576,960 円	南湖湖岸 ＜大津市、草津市、守山市＞ （724 回）※4 時間以内/1 回	—

- ・既存の群落から離脱した断片の漂流による分布拡大を防ぐためフェンスの設置を継続する。
（大津市山ノ下湾南岸の 1 箇所）

(3) 研究活動との連携

オオバナ等の研究活動との連携・協力を積極的に図る

- ・「湖沼周辺における水陸両生外来植物管理」（県立大学学内共同研究）
- ・「特定外来種オオバナミズキンバイの拡大防止策と効果的防除手法の開発」（京都大学等）（環境研究総合推進費）

（４）協議会構成団体による活動

赤野井湾周辺における駆除事業（赤野井湾・小津袋クリーン大作戦等）
NPO 法人国際ボランティア学生協会 (IVUSA) による大規模駆除イベント
各市域で実施される地域に根ざした駆除活動 等

2 協議会事業における作業内容

（１）駆除

- ・流出拡大や生態系への影響等のリスクに応じて、優先度が高い区域から駆除を行う。
- ・生物多様性保全回復整備事業が、県により自然公園区域外の区域で行われるため、協議会事業は主として自然公園区域内の区域で実施する。（ただし、前者の事業によって駆除が行われた区域の巡回は、交付金が交付される前から行う必要があり、協議会事業で分担するものとする。）
- ・駆除の対象とする区域は、上述のリスク判断に基づき、生育規模が大きく建設機械や水草刈り取り船が使用でき、効率的な機械駆除が可能な群落を含む区域を中心に選定する。
- ・機械駆除に際しては、人力駆除を併用し、できるだけ取り残しのないよう丁寧に実施するとともに、拡散しないようオイルフェンスで囲う等、流出防止の対策を図るものとする。
- ・機械駆除が困難な群落（小規模、陸域、混生等による）が生育する区域についても、リスクの高さ等に基づき、必要に応じて各構成団体等とも連携して人力駆除に取り組む。
- ・駆除作業は植物の成長が始まる前から機械と人力を併用した駆除を行うことが望ましいことから、令和元年度も年度当初から巡回・監視も含めた対策業務として取り掛かる。

（２）仮置き・処分

- ・刈り取ったオオバナ等は、特定外来生物であり再生力も強いいため焼却または埋設処分する必要があり、また、事業系一般廃棄物として扱われることから原則として発生した市において排出者（受託業者）が自ら処理する。
- ・回収したオオバナ等は処理施設の受入れ条件により一時的な仮置きが必要となることが想定されるため、仮置き場所の確保に努める。
- ・処理施設の処理能力等により、必要に応じて域外での処分も検討する。
- ・これらの「刈り取り・仮置き・処分」という一連の作業を円滑に行うため、関係主体の連携・協力をより一層進める。
- ・焼却処分に代わるより効率的・経済的な処分方法についても、企業等との連携で検討を進める。

（３）巡回・監視

- ・駆除済み区域では、残存した断片や漂着した群落から、群落が「再生」する可能性がある

ことから、定期的に巡回・監視を行い、新規の発生や再生を確認した場合は小規模なうちに早期に除去していくことで、管理可能な状態を維持する。

- ・巡回・監視は令和元年度も協議会事業等により実施するが、平成 30 年度から、駆除の技術を持つ業者への委託事業に加えて県漁連に委託し、地域の漁協の組合員にも巡回・監視に協力を求めている。
- ・今後は、地域の他の主体へも参加を広く呼びかけ、数多くの「監視の目」を確保することが有効であると考えられる。そのため、普及啓発用のマニュアル・チラシ等の資料を整備し、協議会の構成団体との積極的な連携を図っていく。
- ・また、協議会に参加していない地域の各主体へも、地元地域の「監視の目」として参加いただき活動の裾野を広げていくよう働きかける。

（４）生育状況調査・モニタリング

- ・オオバナ等の分布・生育の現状に関して、琵琶湖全域および流入河川・内湖等を含めたエリアでのデータを得るため、分布範囲・生育面積等の調査を実施する必要がある。北湖北部（安曇川から姉川の区間）は環境省直轄事業による調査が行われるため、残る水域について調査を実施する。
- ・駆除済み区域を対象とした区域の他にも、管理者が存在する「他者管理区域」、「小規模群落生育区域（大規模群落は生育せず拡大・流出のリスクも低いが、現存の群落の成長次第ではリスクが高まると考えられる区域）」および「低リスク区域」も、現況を把握するために定期的な巡回・監視の対象範囲に加える。

（５）拡大・侵入防止対策

- ・早期対応の優先順位が低い区域のうち、大規模群落が生育するなど、駆除を実施するまでの間に辺縁部の流失等や生育面積の拡大などが想定される、大津市山ノ下湾の南岸の 1 区域において拡大防止フェンスを設置しており、当面設置状態を継続する。
- ・一方、希少植物が生育するなど生物多様性保全上の価値が高い湖岸域への新たな侵入を防ぐために、このような区域におけるフェンス等の設置可能性についても検討を行う。

3 協議会構成員の役割

協議会の各構成員は、連携・協力をとりながら、以下のような役割が期待される。

- ・独自に駆除事業を実施し、他の主体（非構成員を含む）の活動を支援・協力
- ・地元自治体等による情報発信（ウェブページ、地域情報紙等による普及・啓発）
- ・地域の他の主体等に呼びかけ、地域の監視体制の仕組みづくり
- ・駆除用具等の貸与を受け、地域の活動への支援
- ・取り組み状況等について、構成員間での情報共有
- ・研修・講習会、協力依頼のチラシの配布等による県民・地域への普及・啓発

4 推進・実施の体制

（１）協議会の運営

- ・協議会は全構成員に参加を仰ぎ、総会を開催する。
- ・テーマや地域など特定の課題を協議するため、必要に応じて作業部会を開催する。

(2) オブザーバーとの連携

- ・環境省には、特定外来生物に指定されている駆除対象植物に関する法制度的な取扱いに関する助言や、他地域での取組事例などに関する情報提供を求める。
- ・また、実施予定の環境省による直轄事業の企画・運営に関し、協議会の持つ地域事情や駆除技術に関する情報を提供し、連携を図る。
- ・琵琶湖から流出する瀬田川と琵琶湖疏水は、それぞれ国土交通省、京都市が管理する水域であり、すでにオオバナ等がこれらの水域でも確認されていることから、状況の把握や適切な管理について連携・協力を求める。
- ・オオバナ等が分布・生育する湖岸域の多くを管理する(独)水資源機構に対しては、特に水利施設周辺での分布・生育状況の情報共有を図るとともに、円滑な駆除の実施のための協力を求める。

参考 協議会以外の主な事業の予定

(1) 外来生物防除対策事業（予算額：1,400 千円）

地域への普及・啓発的要素を盛り込んだ各種事業の実施およびその支援を行う。

(2) 生物多様性保全回復整備事業（予算額：36,000 千円（国費 18,000 千円））

自然公園域には含まれないが、それに隣接し、自然公園における生物多様性保全回復に資する施設の設置および生息環境の整備に対し、環境省から都道府県を支援する事業。

H29 年度から交付を受け、今年度も事業を継続する。

琵琶湖国定公園域外（多くの流入河川と内湖）での駆除や巡回・監視の実施を予定。

対象予定区域：雄琴川、狼川上流部、野洲川河口部、喜合内陸水路、芹川内陸水路、
米川 ほか

駆除予定面積：1,521 m²

巡回・監視(対象市域)：180.5 日間(大津市、草津市、守山市、野洲市、彦根市、米原市、
長浜市)

(3) 環境省直轄の外来生物防除事業（継続）

H29 年度から始まった北湖北部の自然度が高い湖岸域（長浜市姉川河口以北、高島市安曇川河口以北）において、保全的側面と予防的側面の強い防除事業を継続（3 年目）。

新たな生育場所（浜分沼、塩津湾）や生育面積の拡大（針江など）が確認されているため、協議会と連携して対策を実施予定。

